

交通安全条例制定に向けて

細井 実

本日はお招きいただきありがとうございます。宮城県議会において、このように「交通安全条例検討調査特別委員会」を設置され、真剣に県民を交通事故の惨禍から守ろうとする姿勢を示されましたことに、深い尊敬と感謝の念を表します。とりわけ仙台育英学園父母教師会の会長でもいらっしゃいました大学委員が、昨年まだ意識も判然としないころに差し上げたお手紙に機敏にまた真摯にお答え下さり、今日を迎えることができたものと信じております。改めて、大学委員に感謝いたしますとともに、私どもをお呼びいただいた内海委員長はじめ委員の皆様に御礼申し上げます。

娘、恵への思い

娘、恵が天国に召されてから1年と3ヶ月が過ぎようとしています。恵の祭壇はその日のままです。普段より美人だけれど少し慟然としたような遺影が毎日私たちを見つめています。持ち前のえくぼがくっきりと出た笑顔の写真は家中にあふれています。恵の部屋もその日のままです。真新しい買ったばかりの学習机、散らかったままのノートや手紙、使用中の化粧水、その日は待っていかなかった鞆、教科書。袖を通すことのなかったダッフルコート。部屋から失われたのは恵の笑顔と笑い声、そして机に向かう後姿だけです。

恵は、とってもがんばりやで、いつも明るく、精一杯生き、その喜びを全身で表していました。自分をごまかしたり、いい加減に終わらせたり、他人の所為にしたりすることが大嫌いでした。中学3年生の合唱コンクールでは、一生懸命取り組もうとしない、はじめからあきらめているような級友を激励し、鼓舞し、「優勝目指してがんばろう。」と言い続けていたと聞いています。学校の下駄箱のところで一人で練習する恵の姿を見た友達は自分もがんばろうと決意したと言っていました。

月命日の毎月22日には多くの友達が恵の遺影の前に集まります。一周忌となる今年の5月22日には、数え切れないほどの同級生が道路にもあふれていました。家の中に入れず、外でしゃがんでいるだけの子もいます。一日遅れで静かに思い出を語っていく友達もいます。告別式の日には、式が終わった後、帰れずにいた100人近くの同級生が「大地讃頌」を合唱しました。恵ががんばった合唱コンクールの課題曲です。みんなは、天国に上る恵へのエールとして歌ってくれたのかもしれません。

恵が大好きだったものは友達でした。もっとも大切にしたものも友達でした。たくさんの友人が恵を思い出してくれること、それが恵の生きてきた証です。一人だけで沈んでいたり、友達と仲良くできなかったり、仲間はずれにされそ

うになったり、そんな子を見つけると我慢できなくて、「友達の作り方教えてあげるから。」と声をかけてしまうのが恵でした。正義感が強く、差別することや無視すること、いじめることなどが大嫌いで、誰とでも公平に平等に接する子でした。

事件の日から1週間ほどたって学校から届けられた遺品の中に「自分のことをもっと知ろう。」という進路を考える「適性・関心テスト」というものがありました。そこには恵の職業への関心を示す言葉が綴られていました。「他人に役立つ仕事、仕事を通じて人に感謝される仕事につきたいと思っていた。」と。そして性格や興味に関するテストの結果「社会や人のために奉仕するタイプ」と診断されると「自分が仕事をすることで他人が笑顔になれる仕事につきたいと思っていたので意外ではなかったと。」と書いていたのです。

そんな恵が15歳で、それも飲酒運転による信号無視という、許しがたい犯罪によって天国に召されたのです。

事件の日の記憶

昨年5月22日、早朝の電話の鳴る音を忘れることはできません。妻は今でも毎朝その音が聞こえると言っています。それは恐怖の音です。「事故です。」とだけ伝えられ、とりあえず健康保険証だけを携えて車のエンジンをかけたその瞬間。どこに行くとも何があったかも教えられずに担任の運転する車の後部座席で「何があったんですか。」と尋ね続けた二十数分間。何を聞いても「わかりません。」と繰り返され、あげく乱暴に待合室に入ってきた署員の方からいきなり「死亡事故について説明します。」と切り出された警察署待合室での数時間。拉げた扉の中、古びた物置か汚れた駐車場のような霊安室で恵と会い、ただ大声で泣き叫ぶより仕方のなかった十数分間。すべてが恐怖の時間でした。その恐怖を拭い去ることはできません。繰り返し波のように襲ってくる永遠の苦しみの記憶です。

事件の後、しばらくは「ウォークラリー最高、超楽しかった。」と言いながら、恵が元気に帰ってくるのを待ち続けていたような気がします。でも「帰ってなんかこないわ。そんなうそつかないで。」と涙を流しながら語った妻の声を聞き、その様なこともなくなりました。ただ家の中に埋めようのない空白が広がり、その空しさ、寂しさにただ呆然とし立ち尽くすしかないのです。

15歳で恵の夢は絶たれました。その失われた夢の大きさを、さらに大人になれなかった悔しさ、友達に「さようなら。」とも言えず天国へ旅立ってしまった寂しさ、家族と突然別れさせられた切なさ、さらに好きな人ともっと会いたかった、アメリカにもう一度行きたかった、もっと勉強して大学に行きたかった、赤ちゃんを産みたかった、そんな数え切れないほどの遣り残し。これらのことを思うと、哀れでかわいそうで、言葉を失い、ただ涙が流れます。

私たちから恵というかけがえのない宝を奪い、癒されることのない悲しみを強いたのは、飲酒運転という愚かな行為が引き起こした取り返しのつかない事件です。

飲酒運転の事実

事件は、昨年の5月22日の午前4時ごろに起こりました。加害者は、前日午後九時ごろから友人と3件の店を梯子してビールと焼酎を飲み、当日の午前3時47分にその友人を同乗させて飲酒運転を始めたとされています。その後事件の起こった信号まで無意味な加速減速を繰り返したり、合図なしで車線変更をしたり、信号が青色に変わったのに停車したままだったり、信号が赤であるのに停車しなかったりの危険運転を行っていたことが目撃されています。

ある目撃者は、事件現場のひとつ手前の信号で右折したのですが、右折を始めたそのとき、すれすれで後方を走りぬけ、事件が起こった交差点へスピードを緩めることなく突っ込んでいった加害者の車を確認したと証言しています。そして、もう少し右折が遅れていれば、当然自分の車とぶつかり、育英学園高校の生徒たちにはぶつからなかったのにと目頭を押さえたのです。またこの目撃者は加害車両とかなりの距離を一緒に走っていて、何度も危ないと感じ警察に連絡しようかどうか迷ったとも述べています。

また加害者はこの事件の8年前、18歳の時にも、飲酒の上運転し対向車と正面衝突をするという事件を起こしています。加害者の父親は、息子が実家に車を運転して訪れたとき、しばしばいっしょに酒を飲んだことを認めています。飲酒運転をして帰ったことまでははっきり認めていませんが、そのような事態を十分に想像させるものです。

裁判の争点

裁判では 刑法の危険運転致死傷罪が成り立つかが争われました。加害者に危険運転行為の認識があったか、そして危険運転行為が実際にあったかどうかという2つの事実の存在が問われたのです。捜査段階で加害者はおおむね危険な状態であったと供述しているにもかかわらず、弁護人は、必要のない加速減速をしたことや合図をしないで車線変更したこと、青信号なのにしばらく発進しなかったことなどを否定し、目撃証人の供述の信用性を疑い、運転の状況は重大な危険が生じる状態ではなく、またその認識はなかったと主張したのです。

裁判官は、弁護士のこれらの主張を斥け求刑通り20年の刑を言い渡しました。危険運転行為の存在については3人の目撃証言の具体性、合理性を認め信用性の高いものとして認定し、加害者の供述は到底信用できないと結論づけました。また危険運転行為の認識については、自らの意思で飲酒した後運転し、交差点で居眠りをして発進が遅れてしまったにもかかわらず、その状態を認識しながら運転をしたことから、認識があったと認定しています。また捜査段階

の調書にある、危ないと思いながら、我慢できるところまで行ってみようと運転を続けた、必死で目を開けていなくては、前を注意して見ていられない状況であったという供述から、危険運転行為の認識があったことを加害者が自ら認めているとしたのです。

他の多くの裁判では、被告からの控訴によって危険運転致死傷罪が成り立つのかどうか長期にわたって争われていますが、今回、加害者は控訴しませんでした。加害者の心情を聞くことはできませんが、深い反省と贖罪の思いがあるとするならば 他の厚顔で愚かさに愚かさを重ねる加害者に比べれば、少しは救われたと言えるのかもしれません。

事件からの思い

事件では3人の15歳の命が奪われました。私の娘、恵、そして三沢明音さん。斎藤太さんの3人です。また、22名の方が体と心に大きな痛手を負い、まだ加療中の子もいると聞いています。多分宮城県の交通事故史上最も悲惨な事件だと思います。すくなくとも飲酒運転ではこれ以上の事件はなかったでしょうし、失われた命のことを考えると、宮城県民の方々にはこの事件を永久に忘れて欲しくないと思います。何らかの形で語り継ぎ、いわゆる事件の風化を防いで欲しいと思うのです。そして飲酒運転はしないということを心に誓って欲しいのです。

今年から宮城県警察本部が毎月22日を飲酒運転撲滅の日と定め、警察署ごとに協議会を結成し、取り締まりの強化や啓発活動に取り組んでいます。迅速な対応に心から感謝しているところです。今後は警察本部だけの問題ではなく県と県民全体でこの事件を記憶にとどめ飲酒運転を県土から一掃していく決意を表していかなければなりません。

未然に防げた事件

事件の経過をたどっていくと事件を未然に防ぐことができたのではないかと思うことがいくつかあります。

一つは加害者の車に同乗していた友人の行動です。車に乗って飲みに行くという、その時点で飲酒運転の発生を予見できたはずです。1軒目の店から2軒目の店、さらに3軒目の店へは加害者が運転する車で移動しています。本来なら1軒目の店を出る時に加害者の運転を止めなければならませんでした。また最後の店を出るときに運転代行を頼むようにすることもできたはずですが、でもそうしようとはしないで事件の発生まで同乗し続けたのです。

二つは飲酒した店とその従業員の行動です。店の場所や飲酒の状況を把握しているわけではありませんが、車で来店したことがわかったのであれば、酒の提供をやめなければならなかったと思いますし、仮に事前にわからなくても、酒提供時に運転の有無を確認し飲酒をやめさせるか、会計の時に車に乗るか確

認し、乗る場合は運転代行を頼むとか、頼まない場合は警察に連絡するとかの行動が取れば事件現場まで加害者が運転していくことはなかったと思います。

関係団体、組合等とも協力し、県内の飲食店すべてが飲酒運転をさせないようにすれば、客となる県民は、飲酒運転による事故を心配することなく安心してお酒を飲めるのです。

三つは駐車場とその管理人の行動です。国分町の3軒目の店から出たあと、加害者は駐車場から車を出し運転を開始しています。駐車場に到着したときから飲酒していることは誰の目にも明らかなはずです。無人のコイン駐車場では難しいかもしれませんが、管理人がいたのであれば飲酒を確認でき、運転をやめさせることができます。なぜ料金さえ払えば飲酒運転であっても駐車場から車をだすことができるのでしょうか。また無人の駐車場であっても、飲酒運転を阻止できる方策が考えられなければなりません。

四つは目撃した他者の行動です。今回の事件を危険運転致死傷罪として検察が提訴し、裁判官が認めたのは、目撃した方が複数おり、さらのその中の一人の方がはっきりと加害車両の運転状況を確認していたからです。もしその方の証言がなければ立証はできなかったかもしれません。その意味では心より感謝しています。また法廷で「自分にぶつかっていれば」とおっしゃってくれた心情にも深く敬意を表します。ただ本人も後悔していらっしゃるようですが警察に連絡しようと思ったがしなかったということが悔やまれて仕方ありません。何かの縛りによって通報しなければならないという義務感が存在すれば、通報していただけたのではないかと思います。これは運転者に限った問題ではありません。歩行者であっても、危険な車を目撃したら警察に通報するという義務感が生まれるようにしなければならないのです。

五つは、家族の責任です。加害者は18歳で飲酒運転事故を起こしています。しかし深く反省することなくその後も飲酒運転を繰り返していたことが推測されます。それを知りつつ見逃した妻、父親 母親等の家族にも、今回の事件を引き起こした原因の一つがあると思います。特に事件の前日、加害者が車を運転して飲みに行くのを見過ごし、さらに飲酒運転で帰宅するという状況を作り出した同居中の元妻の責任は重いと思います。家族はその構成員が飲酒運転を行わないようにさせる義務があるのです。家族関係の中で甘やかされることにより飲酒運転は常習化していくのです。

六つは加害者自身の責任です。加害者は18歳という若い時に飲酒運転で事故を起こしています。その後も交通違反を繰り返し、飲酒運転の常習化も推測されます。飲酒運転を繰り返させないためには、初犯の特にどのような罰を与えるか、その後どのように教育を行い、さらに運転の状況を確認していくのかが問われています。生きている限りもう二度としてはならないという深い後悔を引き起こすような厳罰化と、二度と飲酒運転ができないような仕組みがあれば、加害者も、今回のような事件を起こさずにすんだのかもしれませんが。

裁判からの思い

また裁判の争点からは、飲酒運転による危険運転致死傷罪を成立させる上での課題と疑問を感じました。

今回の事件は早朝ではあれ、育英学園のウォークラリーに参加していた多くの高校生や学校関係者の目前で起こりました。加害者の行為は多くの目によって確認されています。また交通量の多い国道上の事件であり、走行中の加害者の車両は、他のたくさんの運転者によっても目撃され、危険性の確認がなされています。警察は威信をかけて検問を行い目撃者の発見と情報収集にあたりました。もしこのようなたくさんの目がなければ、特に加害車両の前後を併走した運転手の目撃情報がなかったとしたら、危険運転の認定がなされない可能性もあったのです。

また加害者は、警察や検察の取り調べの段階では、危険だと思いながら運転していたことを認めていましたが、その後裁判の場ではその供述を自ら否定したのです。そして裁判で争われたのは、その危険性の認識でした。裁判官は法廷における証言ではなく捜査段階の供述に任意性と信憑性を認めたのです。もし一貫して危険性の認識を否定していたとしたら、裁判官の判断は異なっていたかもしれません。危険運転致死傷罪は、どのくらいアルコール類を摂取したかということではなく、加害者が一定程度覚醒していて危険な運転をしていると感じて初めて成立するのです。もしアルコールに強く、いくら飲んでも酔っ払わない、危険と覚えることはないと主張しそれが認められれば、飲酒運転の上どのような事件を起こそうとも危険運転致死傷罪は成立しないのです。

交通安全条例への要望

以上のような事件の経過と裁判の争点を踏まえ、「交通安全条例」に対するいくつかの提案を行いたいと思います。

- 1 5月22日を「宮城県飲酒運転撲滅の日」と定め、この事件の被害者を悼み、取締りや啓発活動などに官民上げて取り組む日とする。また既に警察本部が実施している毎月22日の飲酒運転撲滅の啓発活動や取締りについても条例上に位置づける。
- 2 宮城県では交通安全計画を定め、また毎年県民運動などの実施要綱を定めていますが、これらを県と県民の行動計画として条例で位置づけし直し、その中で飲酒運転撲滅の方策を示す。
また、市町村においても同様の計画を定め、飲酒運転撲滅の方策を示す。
- 3 県民すべてに、飲酒運転をしてはならないという義務を課す。
- 4 すべての県民は飲酒運転を行う可能性のある者と飲酒してはならないし、飲酒した者が運転する可能性のあるときはそれを止めなければならない、さらに制止を無視して飲酒運転をしようとしたときには警察に通報しなければならない、さらに飲酒運転をしようとするもの、しているものを認めた時は

警察に通報しなければならないという義務を課す。

- 5 同乗者について、飲酒運転の車に同乗してはならないし、飲酒運転の可能性のあるものが運転しようとしたときは制止し、もしその制止に従わないときは警察に通報しなければならない義務を課す。
- 6 飲食店とその従業員について、車を運転して来店したかどうか客に確認し、車で来た時は、運転代行の予約なり手配を行わせること、あるいは運転する予定の者を確認しその者には酒類を提供してはならないこと、もし飲酒した場合には運転代行の手配を行わせる等運転しないようにさせること、それでもしようとする場合は警察に通報することなどを義務化する。また、その様な対応について記録をとり、事件発生後の証拠となるよう一定期間保管しておくことも定める。
- 7 駐車場とその従業員について、駐車料金の精算時など、車の運転を開始する以前に飲酒の有無を確認し、飲酒が確認された場合は運転をやめさせること、その制止を無視して運転しようとする場合は警察に通報しなければならない義務を課す。
- 8 すべての運転者、歩行者及び県民について、信号無視や蛇行運転等危険な運転をしている車を目撃したときは警察に通報する義務を課す。特に運転者は危険運転を繰り返している状況を目撃しやすいので、積極的に通報できる規定が必要であり、通報に従って当該車両を取り調べ、飲酒や薬物の使用などが発見された場合は通報者を顕彰する制度を定める。
- 9 家族について、家族は飲酒運転について話し合い、互いに飲酒運転をしないと誓うことが必要である。その上で、家族のうちの誰かが飲酒運転しようとするときはそれを止めなければならず、その制止を聞かない場合は家族であっても警察に通報することを義務付ける。
- 10 事業者と運転手について、運転業務開始時において飲酒の有無を確認すること、確認したものについては運転させてはならないこと、さらに運転業務が予定されているにもかかわらず出勤時に飲酒が確認されれば警察に通報することを義務化する。
- 11 加害者について、飲酒運転で交通違反となった者や事故を起こした者は相当長期にわたって定期的に運転状況の確認を受け必要な勧告や教育を受けるようにする。また条例という限界はあるかもしれないが、後で述べるような罰則の上乗せをする。
- 12 同乗者、飲食店とその従業員、駐車場とその従業員、家族、事業者と運転手について、上記の義務違反が明らかになったときは、飲酒運転を行った者に準じた罰則を科す。

厳罰化と危険運転致死傷罪適用要件の変更

最後に特に裁判を通して感じたことを述べたいと思います。直接条例で規定することは難しいと思いますが、可能な部分があれば検討していただきたいと思います。

まず、飲酒運転の厳罰化についてです。飲酒運転は、本来飲酒して運転を始

めたときにその犯罪行為が開始されています。運転にまったく影響がないということはありえないでしょう。米国では、飲酒運転は交通法規の違反ではなく、犯罪でありその場で逮捕されると聞いています。運転が危険な状態になるという蓋然性を認識した上で運転を行っているという明確な意図性を法が認めているからだと思います。

できればわが国においても飲酒運転を刑法の犯罪として法改正し、法に相応しい懲役刑を定めて欲しいと思います。

また再犯を防ぐためにもっとも相応しいのは、今後運転できないようにすることです。酒気帯び運転を含めすべて免許取り消しとし、再取得できないようにするか、取得できない期間を最低10年以上の長期とすることが望まれます。

罰金についても少なくとも1年間の収入程度は科して欲しいと思います。

また常習化を防ぐためには、長期の経過観察が必要です。最低10年程度、定期的なカウンセリングや状況確認を行うとともに、本人からの飲酒運転をしない、していないとの報告を義務化すればよいと思います。

次に、危険運転致死傷罪の立件についてです。危険な運転をしていたという認識の有無が法廷で争われました。それを立証した証拠は本人の警察、検察での供述と目撃証言です。本人の供述は法廷では翻されました。また目撃証言も、警察の努力によって、良心的な目撃者と偶然出会えたからこそ得られたものです。もしこの証言がなかったら裁判官は危険運転致死傷罪の適用をためらったかもしれません。そもそも、危険性の認識を争うことにどれだけの意味があるのでしょうか。飲酒し運転しようと思ったこと自体で、既に危険運転の認識があったといえるでしょう。飲酒し運転したことがそれだけで危険運転となるように法の構成要件や解釈を変更して欲しいと思います。

最後に、犯罪被害者に対する宮城県警察の対応についてです。警察は誠心誠意事件の解決に向け努力されました。目撃証言が簡単には得られないような他の事件にあっても、今回のように被害者の立場にたった捜査に努力して欲しいと思います。また事件の日から今日まで犯罪被害者支援室の方より様々な助言や励ましをいただいたことに感謝しています。ただし、被害者を傷つけるような初期の対応には猛省を促します。警察関係者の方々には私たちの悲しみに寄り添い、そばに居ようとする方が一人もいませんでした。ただ無言で私たちを物のように見つめているだけでした。今後被害者の心情について理解し慰めとなるような対応ができるよう、厳しい教育を行って欲しいと思います。

恵からのエール

恵の悔しさと無念さが、はれることはありません。私たちの悲しみと苦しみが、癒えることもないでしょう。ただ、奪われた15歳の命が県民の心の中で生き、二度と飲酒運転が行われない宮城県を作り上げる礎となるのであれば、恵はきっと天国で、県民の一人一人に、口癖だった「みんながんばって、私もがんばるから。」と笑顔で、励ましのエールを送っていることと思います。

どうもありがとうございました。